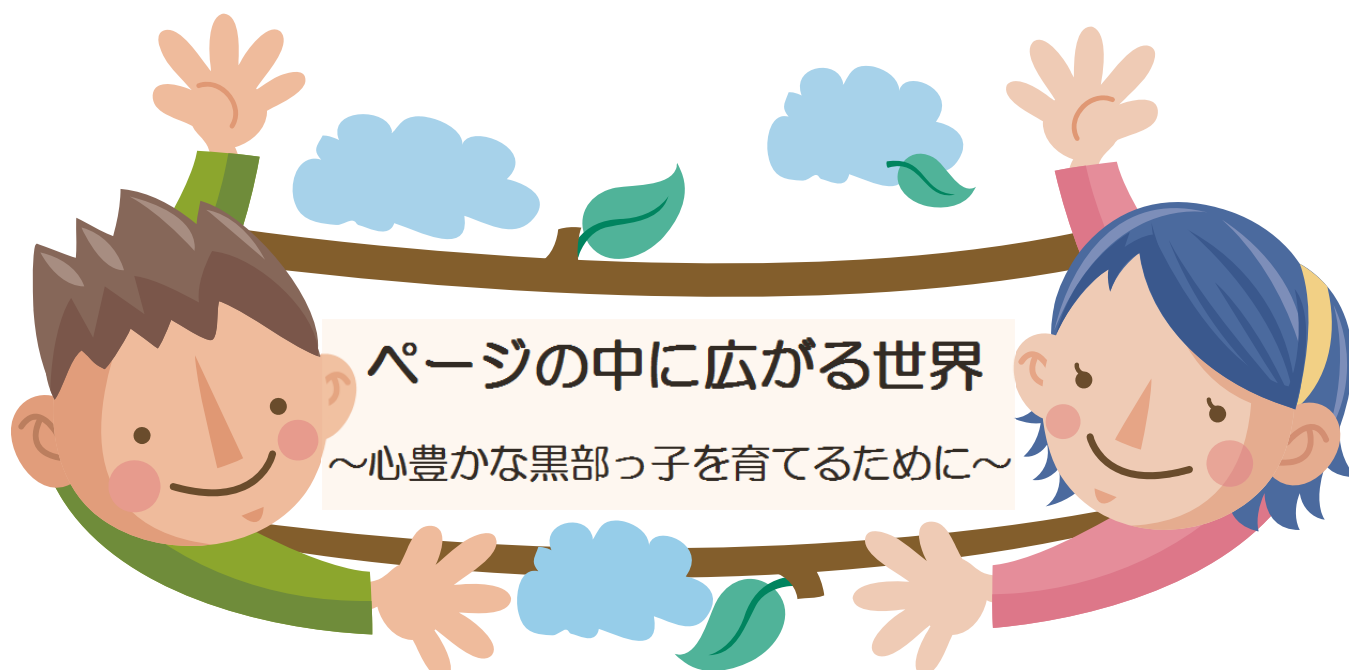


黒部市子ども読書活動推進計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)



平成 26 年 3 月

黒部市教育委員会

—目次—

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第2章 基本方針	4
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み	
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動の推進	6
3 図書館における子どもの読書活動の推進	9
4 学校等における子どもの読書活動の推進	14
第4章 計画の推進体制	21
<資料>	
子どもの読書活動の推進に関する法律	24
黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱	26

はじめに

子どもの時に読んだ本を、大人になっても鮮明に思い出されることがあるのは、なぜでしょうか。

特に、親や祖父母と共に楽しみながら読んだ本は、子どもにとって、家族と過ごした温かく安心したひとときと共に、忘れられないものになっていると思います。

しかし最近では、家族で読書の時間をとることが難しくなっていると感じます。その理由として、インターネットやSNS等の情報通信機能の著しい普及といった外的要因や、共働き家庭・核家族の増加、塾やスポーツ少年団・部活動、習い事等に関わる時間の増加等の内的要因が挙げられます。

読書は、親子等で行えるコミュニケーションの一つであるとともに、赤ちゃんから親しむことのできる身近な生涯学習の一つです。読書することから、人は創造力・表現力を高める機会を得るとともに心豊かに生きる力を身に付けることができます。

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に伴い、家族や周囲の大人との読書体験を通じ子どもが進んで読書に親しみ、子どもの豊かな感性と創造力を育む環境の整備及び関係機関の連携・協力を円滑に行うことを目的とした「黒部市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今後この計画に基づき、子どもが読書を通じ、たくさんのよろこびや楽しみを見つけられるよう、推進してまいりますので、市民の皆様や関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にご尽力を賜りました「黒部市子ども読書活動推進計画策定会議」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

黒部市教育委員会
教育長 中山 慶一

第1章 計画の策定にあたって

今日、インターネットやSNS※¹等の情報通信機能の発達・普及により、多種多様な情報を瞬時に入手できるようになりました。しかし、利便性が向上した反面、これまで以上に、正確な情報を分析・選択する力が必要となってきました。しかも、こうした社会情勢の中、子どもの「読書離れ」が懸念されています。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)です。

子どもにとって、本との出会いは「未知」との出会いでもあります。目に見えないものに対する想像力や思考力、そこから感じ表現する力、学ぶ楽しさや知るよろこび、課題を解決することのできる力を育むものとして、読書は大きな役割を果たします。

子どもは、乳幼児期からの親・祖父母などの語りかけや読み聞かせを通じて、言葉を獲得していきます。「話をする」「話を聞く」「相手の話を理解しようとする」など、言葉のやりとりは、人と人をつなぎ、心豊かに生きていく力を育みます。

言葉のやりとりやコミュニケーションを図る一つとして、日常生活に読み聞かせ等を行うことは、子どもが保護者との精神的な絆を強めるきっかけになるとともに、読書活動の基礎となります。

また、子どもが自主的に読書活動に取り組み、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、子どもと関わる周囲の大人が一緒になって、読書に親しみ、読書の楽しさやよろこびを分かち合うことが重要です。

こうした認識の上に立って、子どもの発達過程の中で自主的に読書活動を行える環境を整備し、「本が好き」「読書が好き」という子どもが一人でも増え、生きる力を培っていく一助となるよう「黒部市子ども読書活動推進計画」を策定します。

この計画に基づき、今後も、家庭、地域、図書館、学校等がより緊密な連携・協力ができるように努め、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

<参考>

【国・県の子ども読書活動推進計画に関する動き】(平成26年3月現在)

年 月	国	県
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行	
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成15年12月		「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成20年3月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成21年3月		第二次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成25年5月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成25年度中		第三次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表

第2章 基本方針

ページの中に広がる世界
～心豊かな黒部っ子を育てるために～

- (1) 家庭、地域、図書館、学校等を通じた社会全体での読書活動の推進を図ります。
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- (3) 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及を行います。

<計画期間>

平成26年度から5年間とし、必要に応じて見直します。

<対象者>

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」とは概ね18歳以下の者をいいます。本計画でも「子ども」の定義はこれに準じます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

生涯にわたって読書活動が習慣化されるためには、日常の家庭生活の中での取り組みが基本となります。親から子への読み聞かせや周囲の大人が読書習慣をもっていることなど、乳幼児期から身の回りに本がある環境づくりが必要です。

また、乳幼児にとって、語りかけや絵本を通しての触れ合いは、保護者との絆を強め、心の安定をもたらしてくれます。

こうした家庭における子どもの読書の大切さを踏まえ、保護者に対し、子どもの発達に応じた図書を紹介を行うとともに、読書に親しみがもてる機会をつくっていきます。さらには、読書から楽しさやよろこびを味わう機会が増えるような取り組みを行っていきます。

(1)家庭

【現状と課題】

インターネットやSNS等の情報通信機能の著しい普及や共働き家庭・核家族の増加、塾やスポーツ少年団・部活動、習い事等に関わる時間の増加により、読書を通しての親子の触れ合いが難しくなっています。

【今後の取り組み】

- 子どもの読書活動の重要性について保護者の理解が一層深まるよう、広報や図書館のホームページ等を通じ、情報発信・啓発を行います。
- 読み聞かせ会や読書活動に関する広報等を通じて、発達段階に応じた図

書についての紹介を行います。

(2) 子育て支援事業

【現状】

富山県と市町村では、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため「とやまっ子 子育て支援サービス普及促進事業」を実施しており、保育サービス等の利用券「とやまっ子 子育て応援券」を配布しています。

「子育て応援券」の利用について、平成 23 年度からは読み聞かせ絵本の購入がサービス内容に加えられています。平成 23 年度の市内におけるサービス総利用件数に対し、絵本購入件数は全体の 4.0%の割合、平成 24 年度は 16.3%の割合となっています。

【今後の取り組み】

- 読み聞かせ絵本のための「子育て応援券」の積極的な利用促進に向けて情報提供に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域施設や子どもの集まりの場において、読み聞かせを中心とした活動が行われているほか、図書コーナーが設置されています。しかし、蔵書数や内容については必ずしも十分とはいえない状況にあり、子どもが自然と本に手を伸ばす環境づくりが必要です。

また、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備については、地域住民やボランティア等の協力が欠かせません。協力が必要とされる場所は、地域の各施設にとどまらず、図書館や学校等、広範囲にわたることから、今

後さらに、活動に携わる人材の育成・確保が必要です。ボランティア等と各機関の連携・協力を図り、子どもの読書活動促進により一層努めます。

(1)保健センター

【現状と課題】

健診時等の空き時間に自由に読めるよう、赤ちゃん向けの読み聞かせ絵本の設置を行っているものの、十分に活用されているとはいえません。子どもや保護者への働きかけが必要です。

【今後の取り組み】

➤ 乳幼児期からの読み聞かせ等の重要性について理解を深められるよう、育児教室や健診時に、保護者に向けて読み聞かせブックリストやリーフレットの配布を行う等、啓発に努めます。

(2)児童センター、子育て支援センター

【現状】

児童センターや子育て支援センターにおいて定期的に読み聞かせが行われています。

【今後の取り組み】

➤ ボランティア等との連携を図りながら、子どもや保護者が読書活動に参加できる機会を増加させていきます。

(3)公民館

【現状と課題】

公民館で取り組んでいる「放課後こども教室」では、読み聞かせの活動がされています。また毎月、図書館から新刊案内の提供を行っているほか、県の取り組みである「ふるさと文学巡回文庫」が、各地区公民館を巡回しています。

また、各公民館に図書コーナーが設置されているものの、あまり利用されていない状況であり、対応が必要です。

【今後の取り組み】

- 公民館は、住民が身近に集う場所です。さまざまな事情で図書館へ出向くことができない子どもや保護者が、公民館で読書活動に関する情報を収集できるよう努めます。
- 「ふるさと文学巡回文庫」についての広報活動や活用について図書館と連携し進めます。
- 郷土を知るきっかけとして、郷土にちなんだ図書の紹介を行います。

(4)学童保育

【現状】

現在、市内では11か所で学童保育（放課後児童クラブ）の活動が行われています。そこでは、子どもが自由に本を読むことができる図書コーナーが設置され、図書館の団体貸出を利用しています。

【今後の取り組み】

- 読書への関心を高め、子どもが自ら楽しんで本を読むことができるよう、図書の充実に努めます。
- 読み聞かせや団体貸出を活用する等、子どものそばにいつも本がある環境づくりを行います。

(5)その他、市内文化施設

【今後の取り組み】

- 子どもが多く集まる文化施設において、読書活動に関する行事等の開催を促進し、読書の楽しさをPRします。
- 各施設との連携・協力を図ります。

3 図書館における子どもの読書活動の推進

現在、「黒部市立図書館」及び「黒部市立図書館宇奈月館」には、あわせて約 21 万冊の蔵書があり、そのうち児童書蔵書数は約 4 万 6,000 冊で、全体の約 22%を占めています。乳幼児期から読書に親しむ機会を提供するために、今後も魅力ある図書・資料の充実に努めます。

また、各館の特色ある蔵書を生かし、図書の相互利用等、協力を綿密に行っています。

【黒部市の総人口に対する子どもの割合】

	総人口(人)	子ども(人)	子どもの割合
平成25年3月末現在	42,397	7,010	16.5%

【児童書の割合と貸出冊数】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総蔵書数(冊)…①	195,243	195,158	199,495	210,582	217,696
児童書(冊)…②	36,442	38,658	41,823	44,384	45,913
児童書の割合…(②÷①)	18.7%	19.8%	21.0%	21.1%	21.1%
児童書貸出数(冊)…③	51,224	53,883	54,063	59,628	62,299
③のうち子どもへの貸出数(冊)	31,430	31,079	30,285	29,524	34,695
子どもの貸出のべ人数(人)	7,180	6,653	6,910	6,102	6,924

【黒部市の子ども一人あたりの児童書貸出数】

(平成24年度) 8.9冊

(1) 環境の充実

【現状と課題】

「黒部市立図書館」は建設から約 40 年が経過し、老朽化が顕著な上、手狭となっています。児童書蔵書数は年々増加しており、比較的新しい本でも、数年で書庫へ配置替えせざるを得ない状況です。また、書棚が高く、乳幼児の手の届く場所に絵本等が配置されていません。書棚と書棚の間の通路も狭く、赤ちゃん連れや車いす、障害のある方等が余裕をもって通ることができませ

ん。

さらに、CD・DVD等を館内視聴できるスペースが整っていないため、その対応も必要です。

「黒部市立図書館宇奈月館」には、児童室として「おはなしコーナー」と靴をぬいでくつろげる「ねころびコーナー」が設置され、乳幼児がゆったりとした環境の中で絵本を楽しむことができます。CD・DVD等も「黒部市立図書館」に比べ資料数が多く、館内で楽しむこともでき、今後、両館の相互連携を活発に行う必要があります。

また、インターネットや電子書籍等は情報検索・視聴覚資料として、普及が進んでおり、両館共に情報検索端末機器の整備が必要です。

【今後の取り組み】

- 来館者がゆっくり本を選び、安心・安全に読書を楽しむことができるように、バリアフリー、耐震施設化等の整備に努めます。
- 乳幼児期から中・高校生までが手にとりやすく、図書・資料を読んでもみたいと感じられるような見やすい展示や魅力的な企画の開催を行います。
- 情報検索端末機器の整備充実に努めます。
- 各種情報通信機能と図書資料のそれぞれの利点を生かし、情報検索の充実に努めます。
- 調べ学習に対するレファレンス※2について、パスファインダー※3の活用等、適切・丁寧な対応に努めます。
- 図書館では乳幼児及び小・中学生向けの団体貸出のセット並びに「ふるさと文学巡回文庫」を設けており、地域・学校に対し、さらなる活用への広

報を行うほか、学校図書館との連携を図り、調べ学習への支援を図ります。

(2) 図書・資料の充実

【現状と課題】

図書館では、読み聞かせ絵本・紙芝居、文学、課題学習向け図書等、幅広い資料の収集を行っています。また、団体貸出向けに大型絵本・紙芝居の収集にも努めています。

しかし、CD・DVD等の視聴覚資料が不足していることから、館内視聴への対応と併せ、資料収集が必要です。

今後、子どもや保護者が読書活動に親しめるよう様々なニーズに対応した図書・資料の充実が求められます。

【今後の取り組み】

- ▶ 子どもの発達段階に応じた図書・資料の収集及び提供に一層努めます。
- ▶ 読書離れが進む中・高校生に対し、図書館の利用について情報提供・啓発活動に努めます。
- ▶ 視聴覚資料の充実に努めます。
- ▶ 学校における総合的な学習や郷土に関する調べ学習を支援するためにテーマに添った資料や新聞の収集に努めます。また、国際化への対応として、外国語の資料の充実を図ります。
- ▶ 障害のある子どもへの読書支援を進めます。

(3) 読書機会の充実

【現状と課題】

図書館では乳幼児に対して、本に出会い親しんでもらうきっかけづくりとして、子どもが保護者と一緒に参加する「読み聞かせ会」を行っています。

しかし現状では参加者が少ないことから、子どもにあった内容の本の「読み

聞かせ会」の開催や参加しやすい日時の設定等、工夫が必要です。

【図書館における読み聞かせ会 実施状況】

○黒部市立図書館（平成25年度）

開催日	団体	対象者	内容
毎月第1木曜日	ボランティア	乳幼児	絵本等の読み聞かせと簡単な工作
毎月第3火曜日	図書館職員	〃	絵本等の読み聞かせ

○宇奈月館（平成25年度）

開催日	団体	対象者	内容
毎月第2水曜日	ボランティア	乳幼児	絵本等の読み聞かせ
〃	〃	〃	英語絵本等の読み聞かせ
毎月第3水曜日	図書館職員	学童保育児童	絵本等の読み聞かせ

また、子育て支援センター・児童センター・ボランティア等への大型絵本や紙芝居などの団体貸出、学校・学童保育等への本の団体貸出を行っているほか、学級招待※4を通し、読書が身近なものになるよう啓発活動を行っています。

【団体登録者数】(平成25年3月末現在)

	黒部市立図書館	宇奈月館
団体登録者数	96	33

【団体貸出の状況(のべ数)】(平成24年度)

内容	黒部市立図書館		宇奈月館	
	資料数	利用団体者数	資料数	利用団体者数
貸出	3,081	192	1,436	110

そのほか図書館は、中学生による職業体験「14歳の挑戦」の一施設として、図書館の役割・重要性を伝える取り組みを行っています。

【今後の取り組み】

(読み聞かせについて)

- 職員やボランティアへの研修を行い、技術力向上を図ります。
- 利用者への情報提供や読み聞かせ会の内容についてのニーズ把握に努め、

利用しやすい開催日を検討します。

- 出前講座を積極的に行います。
- 多種多様なニーズにこたえるため、ボランティア等との連携を図ります。
(その他)
- 学校及び学童保育等、子どもが集う場所への団体貸出の促進を図ります。
- 小・中学校及び保育所・こども園・幼稚園に対して、学級招待の積極的な利用を働きかけます。
- 子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日から5月12日）に合わせた企画展・関連行事の開催を積極的に行います。

(4)情報の提供

【現状と課題】

図書館では、取り組みについてホームページや広報、ケーブルテレビ等を通じて情報を発信していますが、児童生徒向けの図書・資料の案内等を含め、十分に情報が行き渡っているとはいえない状況にあります。

図書館利用者に限らず、子どもや子どもを取り巻く大人が読書に関心をもてるように積極的な情報提供が必要です。

【今後の取り組み】

- 子どもの発達に応じて、おすすめ本を紹介するブックリスト等の作成及び配布を行います。
- 子どもが図書に関する情報を自由に調べることができるよう、図書館のホームページの内容を工夫し、読書活動につながる情報の発信を行います。
- 図書館での日々のレファレンスサービスのより一層の充実を図るとともに、読書相談等へのよりきめ細やかな対応に配慮し、子どもの読みたい・調べたい内容の把握、図書資料の充実に努めます。

- 図書館では、県内外図書館との連携・協力活動として、本の相互貸借等を行っており、その利用促進及び周知を図ります。
- 学級招待を積極的にPRし、図書館の利用の仕方や役割を知る機会を提供します。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所・こども園・幼稚園

保育所・こども園では0歳児から、幼稚園では3歳児から保育・教育活動が行われており、乳幼児がたくさんの絵本や紙芝居等と触れ合える環境の整備がされています。

また、保護者に対し、家庭での読書を推進するために啓発等を行っており、読み聞かせや読書の大切さについて理解を深めてもらえるよう、より一層積極的な情報提供を行っていきます。

① 読み聞かせ活動

【現状】

保育所・こども園・幼稚園において、読み聞かせは乳幼児の「情緒の安定」と「言語」の発達を促進する上で、重要な項目の一つとなっており、市内15のすべての施設で、食事前や午睡前等に日常的に行われています。

市内15施設の蔵書数は絵本や紙芝居等を合わせると、約1万6,000冊になります。

【今後の取り組み】

- 子どもの発達段階に応じた絵本や紙芝居等の収集及び提供に一層努めるとともに、図書館の団体貸出についても利用を図ります。

- 子どもが、絵本・紙芝居等に興味をもち、絵や言葉を楽しみながら学ぶ取り組みを行っていきます。
- 家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。

②環境・機会の充実及び地域との連携

【現状】

保育所・こども園・幼稚園は近年、地域への開かれたスペースとしての活動を積極的に行っており、園児・未就園児の分け隔てなく子どもが保護者と自由に本を楽しめる閲覧コーナーの設置や、貸出も積極的に行っています。また、年齢に応じた人気絵本の紹介や読み聞かせの大切さを園・クラスだより等の中で知らせています。さらに絵本や物語を取り入れた紙芝居づくりや劇あそびを行う等、保育内容の充実にも努めています。

【保育所・こども園・幼稚園における本の貸出状況】

(平成25年度)

貸 出	施設数
ひとり 1冊1日間	2
1冊3日間	3
1冊4日間	1
1冊7日間	3
1～2冊7日間	1
2冊7日間	2
2冊14日間	1
3冊7日間	1
な し	1
合 計	15

＜保護者に対しての読書啓発事業例＞

- ・ 年齢に合わせた絵本コーナー作り
- ・ 人気絵本の紹介
- ・ 絵本の日の設定
- ・ 園・クラス・絵本だよりの発行
- ・ 子育てサロン（地域住民、未就園児親子等の来所）での読み聞かせ
- ・ 月替わりの絵本展示
- ・ シニアサポーター※5による読み聞かせ
- ・ 黒部市立図書館宇奈月館での読み聞かせ会へ参加（保育所クラス単位で）
- ・ 絵本キャラバンの招待

【今後の取り組み】

- 定期的に園・クラスだより等で保護者に読書の大切さを知らせるとともに、地域と密着した活動を通して、子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。
- 子どもを取り巻く大人への読書啓発・情報提供の充実を図ります。
- ボランティア等と連携しながら、地域ぐるみで子どもの読書活動を支える取り組みを行います。

(2) 小学校・中学校・高等学校等

平成 24 年 5 月に公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同して実施した「第 58 回学校読書調査」によると、小学生 4～6 年生、中学生、高校生の平成 24 年 5 月の 1 か月の平均読書冊数（教科書、マンガ、雑誌などを除く。）は、小学生で 10.5 冊（平成 23 年 9.9 冊）、中学生で 4.2 冊（平成 23 年 3.7 冊）、高校生で 1.6 冊（平成 23 年 1.8 冊）となっており、小中学校では、国をあげての読書指導により成果が現れてきているといえます。

その反面、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合（以下「不読率」という。）は、進学するにつれて上昇しており、小学生で4.5%（平成23年6.2%）、中学生で16.4%（平成23年16.2%）、高校生で53.2%（平成23年50.8%）となっています。

こうした結果を踏まえ、国は、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、概ね5年後に小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指しています。

また、新学習指導要領において「学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されており、学校図書館の役割はますます重要性を増しています。

①学校への司書教諭及び学校図書館活動推進員の配置

【現状と課題】

市内の12学級以上の小・中学校には、すべてに司書教諭※6が配置されています。さらに、4人の学校図書館活動推進員（学校司書）が配置されていますが、1日あたりの勤務時間が4時間（週5日合計20時間勤務）で、それぞれが3校または4校を兼務しており、市内全小中学校15校で図書館運営の支援を行っている状況です。

また、市内の高等学校においても、司書教諭が配置されています。

【今後の取り組み】

- 学校図書館活動推進員について、勤務時間及び勤務回数の増加や増員等に努めます。
- 子どもの読書に親しむ機会の増加を図るため、学校図書館活動推進員との

連携をより深めます。

- 学校図書館運営の計画段階から学校図書館活動推進員の参画を進め、読書活動の一層の充実を図ります。

②学校図書館の充実

【現状と課題】

小・中学校図書館には、文部科学省の「学校図書館図書標準（平成5年）」に基づいて、整備すべき蔵書の標準が定められています。平成24年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、「学校図書館図書標準」を達成している市内の学校は、小学校11校中1校、中学校4校中1校となっています。

【市内各学校における学校図書館図書標準の達成状況】(平成23年度末現在)

(単位:校)

	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)	合計
小学校	2	8	1	11
中学校	0	3	1	4

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たしています。また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能も合わせもっています。

【今後の取り組み】

- すべての小・中学校において「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに、図書・資料の充実を目的とした魅力ある蔵書に努めます。
- おすすめ本の紹介等、読書に関心がもてるような働きかけを行います。
- 調べ学習への支援に努めます。
- 市立図書館との連携をより一層進め、団体貸出等の利用促進を図ります。

③学校における読書活動及び年間計画

【現状】

小・中学校においては、朝読書や校内一斉の読書活動等がすべての学校において行われており、習慣として根付いています。

【朝読書の状況】(平成25年度 各小・中学校教育計画書) (単位:校)

	朝読書の実施	実施回数			
		週1回	週2回以上	毎日	その他
小学校	11(100%)	4	4	2	1 (読書と基礎学習の位置づけ)
中学校	4(100%)	0	0	3	1 (毎月、月はじめの週は読書週間)

また学校図書館では、学校図書館活動推進員やボランティアによる「読み聞かせ」や子どものリクエストに応じた図書の貸出が行われています。

その他、小・中学校においては年度ごとに「教育計画書」の中で図書館教育についての計画がなされており、学校の全体計画及び学年ごとの指導目標を作成・実施しています。

<各学校の取り組み例(平成25年度当初計画)>

- ・ 読書普及

ブックマラソン、多読賞の表彰、学年ごとの表彰、各学級での読書目標の設定

- ・ 読書記録

読書カード、貸出カードを利用した記録

- ・ 行事の開催

読書週間・月間、子ども読書の日(4月23日)での読書活動、図書クイズ、読書感想文・感想画の募集及び発表会など各種集会の実施

- ・ 新聞の活用

新聞コーナーの設置

- ・ 家庭との連携

学校・学年・図書だよりの発行、親子読書推進活動、親子読書週間（夏休み）の実施、「家読（うちどく）」の呼びかけ、家庭で読まなくなった本の収集

- ・ その他

学校おすすめ 100 冊の紹介、学級文庫の設置、各学年フロアや職員室前の「図書ラウンジ」の設置、長期休業中の貸出

【今後の取り組み】

- 学校図書館における貸出や読書活動に関する行事を通して、児童生徒の読書への興味・関心を高めます。
- 学習に必要な図書や資料の選択・活用を進めていきます。
- 朝読書や校内一斉の読書活動を継続して行います。
- 親子での読書活動を推進するため、家庭への啓発を行います。
- 家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。
- 読書活動に関する行事等を児童生徒が主体的な立場で行えるよう支援します。
- 司書教諭・学校図書館活動推進員だけでなく、教職員全体が読書活動に理解・関心をもち、指導力の向上を図ります。

第4章 計画の推進体制

(1) 黒部市子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動に関する施策を効果的・計画的に推進していくために、教員や学校図書館活動推進員、保護者、地域の読み聞かせボランティア等、現場の声が反映されるような「黒部市子ども読書活動推進会議」を設置します。

また研究会や研修、情報交換を行い、読書活動のより一層の充実を図ります。

(2) 関係機関の連携強化

子どもの読書機会・環境等の充実や自主的な読書活動を支えるために、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を果たし、社会全体で共通意識をもった取り組みを図ります。

また、関係機関相互における連携・協力や情報の共有を促進し、必要な体制の整備を推進します。(参照：連携・協力のイメージ図 P22)

連携・協力のイメージ

黒部市が一丸となって子どもの読書活動を支えます

学童保育

- ・ 閲覧コーナーの充実
- ・ 読み聞かせや団体貸出等の活用



公民館

- ・ 閲覧コーナーの充実
- ・ 読み聞かせや団体貸出等の活用
- ・ 郷土にちなんだ図書情報の提供



児童センター・
子育て支援センター
・ 絵本の読み聞かせ会等
機会の拡大



市内文化施設

- ・ 読書啓発への協力

子ども 家庭

読書活動への理解と関心



保健センター

- ・ 保護者への啓発
- ・ ブックリスト等おすすめ本の紹介



保育所・こども園・幼稚園

- ・ 絵本の貸出や閲覧コーナーの充実
- ・ 絵本等の読み聞かせ
- ・ 保護者への啓発



ボランティア

- ・ 本や絵本に親しむ読書活動への支援及び協力

図書館

- ・ 見やすい展示や魅力的な企画の実施
- ・ ブックリスト等おすすめ本の紹介
- ・ 団体貸出、学級招待等の実施
- ・ ボランティア等読み聞かせのための研修会の開催



小・中学校・高等学校等

- ・ 司書教諭及び図書館活動推進員の活動促進
- ・ 保護者への啓発
- ・ 読書活動の推進（計画行事の実施）



<用語説明>

※1 SNS

(Social Networking Service ソーシャルネットワーキングサービス)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段・場の提供や、趣味、嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

※2 レファレンス

研究や学習のためだけでなく、暮らしの中から出てくる疑問や確認したい事柄、仕事の課題解決に役立つ情報やその探し方などについて、図書館資料等を使って援助すること。

※3 パスファインダー

あるテーマや話題など知りたいことがあるときに、どのように資料を探したらよいか紹介した手引きのこと。

※4 学級招待

学校等のクラス単位で図書館に招き、利用方法の指導や館内見学、貸出体験等を通して、図書館や読書に興味を持ってもらう活動のこと。

※5 シニアサポーター

保育所や児童センターなど地域の身近な施設において活動する登録制のボランティアのこと。

※6 司書教諭

学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。平成15年度から12学級以上の学校には必置となっている。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備しているものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、黒部市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、黒部市子ども読書活動推進計画策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局図書館において担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この告示は、計画の策定を終了したとき、その効力を失う。

黒部市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

【委員】

◎委員長

関係機関名	職	氏名
学識経験者	富山県図書館協会長	堀内 國春
黒部市PTA連絡協議会	会長	本島 直美
黒部市母親クラブ連合会	会長	木野本 加奈絵
お話たんぽぽの会	代表	上坂 次子
黒部市図書館協議会	会長	上田 洋一
黒部市小学校長会	東布施小学校長	朝倉 潤子
黒部市中学校長会	宇奈月中学校長	金山 努
黒部市保育士会	会長	辰尻 京子
黒部市教育委員会	部長	柳田 守
	教育センター所長	籠浦 智彦

【事務局】

関係課

所属	職	氏名
こども支援課	次長・課長	能登 澄雄
	班長	朝野 真知子
学校教育課	次長・課長	瀧澤 茂宏
	班長	中 義文
生涯学習スポーツ課	次長・課長	山本 勝

庶務担当

所属	職	氏名
黒部市立図書館	館長	川端 真澄
	係長	中陳 啓子
	係長	籠浦 尚樹
	主任	栗林 佳代子
	主任	辻 真美

黒部市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成 26 年 3 月
編集・発行 黒部市教育委員会
〒938-0292 黒部市宇奈月町内山 3353 番地
TEL (0765) 54-2111 (代表)